

令和4・5年度

# 建設工事の入札参加資格審査 申請の手引

※ 申請をされる方は、この手引きを確認の上、誤り・記入漏れがないように注意してください。

宮島ボートレース企業団

# 目 次

資格審査の申請手順等 .....	1
1 資格審査 .....	1
2 資格審査申請書等の提出先等について .....	1
3 申請資格 .....	1
4 必要な経営事項審査の総合評定値通知書 .....	2
5 入札参加資格の通知等 .....	2
6 入札参加資格の取消し .....	3
7 提出書類一覧表(資格審査申請書等) .....	3
8 個人情報の保護 .....	5
9 その他 .....	5

## 資格審査の申請手順等

### 1 資格審査

令和4・5年度に宮島ボートレース企業団が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「資格審査申請書等」という。）を、所定の期日までに提出しなければなりません。

### 2 資格審査申請書等の提出先等について

#### (1) 提出先及び問い合わせ先

宮島ボートレース企業団 経営管理課 財務経営係  
（広島県廿日市市宮島口一丁目15番60号）  
電話番号 0829-56-5563

#### (2) 提出期間及び受付時間

令和4年1月9日（日）から令和4年2月27日（日）まで。  
（閉庁日を除く。閉庁日については別表1に記載。）  
午前9時00分から午後5時30分まで。

#### (3) 提出部数

資格審査申請書等 1部

#### (4) 提出方法

直接持参により提出してください。

※広島県及び山口県に営業所等がない場合のみ郵送での提出を受け付けます。

受付表（写し）の返送が必要な場合は、宛先、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

### 3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格を申請することはできません。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

#### (2) 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者

#### (3) 申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による必要な経営事項審査（「4 必要な経営事項審査の総合評定値通知書」にある表のとおり。以下「必要な経営事項審査」という。）を受けていない者

#### (4) (3)で定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種別別年間平均完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種別別年間平均完成工事高とする。以下同じ。）がない者

#### (5) 次のアからカまでのいずれかに該当する者。ただし、既にそのことで宮島ボートレース企業団の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分の日から3年を経過している者を除く。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を入札代理人又はその他の使用人として使用した者
- (6) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (7) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、廿日市市又は大竹市に納付すべき市税の滞納がある者
- (8) 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告しなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は宮島ボートレース企業団の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から3年を経過している者を除く。
- (9) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く。）
- ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
  - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

#### 4 必要な経営事項審査の総合評定値通知書

##### 必要な経営事項審査の総合評定値通知書

令和2年6月9日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの。

※「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

※1 「審査基準日」とは次のとおりです。（以下同じ。）

- (1) 経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日
- (2) 合併時、譲渡時、分割時（以下「合併時等」という。）経審など特殊経審の場合は合併時等

※2 「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

なお、申請期間内に保険への加入が確認できない場合、受け付けできませんのでご注意ください。

- (1) 雇用保険
  - 概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し
- (2) 健康保険及び厚生年金保険
  - 保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

#### 5 入札参加資格の通知等

- (1) 入札参加資格の通知
  - 入札参加資格を認定したときは、提出された「資格認定通知用の封筒」によって、申請者に通知します。
- (2) 入札参加資格の有効期間
  - この入札参加資格が認定された日から令和6年3月31日までとします。ただし、この資

格は、有効期間以降においても、次の定期認定の日までは有効とします。

なお、有効期間内であっても、建設業許可の取消し等により許可がなくなった場合は、当該業種の入札参加資格は失効します。

## 6 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和4年度及び令和5年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができません。また、令和6年度以降についても、その取消しの日から3年を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができません。

## 7 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

- 提出書類は、次の表のとおりとします。様式の定められているものは、所定の様式で提出してください。
- 提出書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日とし作成して下さい。
- 第1項（写しは除く。）から第17項までの書類は、第18項のA4サイズファイルに綴り、提出してください。
- 入札参加資格申請に関する申請書類（様式第1号の受付票の複本を除く。）はお返ししません。

項	提出書類	様式番号	提出
1	<b>競争入札参加資格審査申請提出書類一覧(受付票)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>主たる営業所等を記入し、事前に提出書類を確認し、提出書類欄に○印を記入してください。</li> <li>複本を作成し、複本は綴らずに持参してください。受付印を押印し、控えとしてお渡します。必要のない方は複本は不要です。</li> </ul>	様式第1号	必須
2	<b>必要な経営事項審査の総合評定値通知書の写し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「建設業法施行規則」という。）第21条の4の総合評定値通知書の写し。</li> <li>総合評定値の記載のあるもの。</li> <li>「4 必要な経営事項審査の総合評定値通知書」に示す条件を満たしたもの。</li> </ul>		必須
3	<b>一般競争(指名競争)参加資格審査申請書</b> <b>※前回と様式が異なりますのでご注意ください。</b>	共通様式	必須
4	<b>競争参加資格希望工種表</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「完成工事高」欄には希望する工種を29工種区分で記入してください。希望する工種以外の完成工事高はその他へ一括して計上してください。</li> </ul> <b>※前回と様式が異なりますのでご注意ください。</b>	共通様式	必須
5	<b>営業所一覧表(建設工事)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>本社(店)から受任する支店等営業所の状況について記入してください。</li> </ul> <b>※前回と様式が異なりますのでご注意ください。</b>	共通様式	必須
	<b>委任状</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>原本提出。写し不可。</li> </ul>		

6	<ul style="list-style-type: none"> <li>本店の代表者から、営業所等の長などに対し宮島ボートレース企業団を相手とする入札、見積り、契約締結等の権限を継続して委任する場合に提出してください。</li> <li>委任先は1箇所のみとします。</li> </ul>	様式第2号 任意様式可	
	<b>専任技術者証明書の写し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業許可を有し、委任状を提出する場合のみ、受任者の資格確認のため、受任者の所属する営業所等について、建設業許可申請書に添付した、専任技術者証明書（建設業法施行規則別記様式第8号）の写し（受任者の所属する営業所等の専任技術者が記載されたもの）を提出してください。</li> </ul>		
7	<b>使用印鑑届</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>原本提出。写し不可。</li> <li>実印と使用印鑑を押印し、入札、見積り、契約締結等に際し使用する旨を記載したもの。なお、これらの場合に実印を使用する場合は不要です。</li> <li>第5項の委任状の提出がある場合は必ず提出してください。</li> </ul>	様式第3号 任意様式可	
8	<b>印鑑証明書</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請日から3か月前の日以降に発行されたもの。原本提出。写し不可。</li> <li>法人…本店所在地の管轄法務局で発行された代表者（申請者）の印鑑証明書</li> <li>個人…本人住所地の市区町村で発行された申請者本人の印鑑証明書</li> </ul>		必須
9	<b>建設業法第3条第1項の規定により許可されていることを証する許可証明書又は許可確認書</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業許可証明書又は許可確認書は申請日から3か月前の日以降に発行されたもの。写しも可。</li> <li>申請日の3か月前の日以降に許可を受けた場合に限り許可通知書の写しも可。</li> <li>更新手続中の場合は、直近に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第1号、別紙一及び別紙二(2)）の写しも可。</li> </ul>		必須
10	<b>工事経歴書</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業許可申請書に添付した工事経歴書の写しを提出してください。</li> </ul>		必須
11	<b>建設工事施工実績証明書</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注元の証明をうけた原本を提出してください。</li> </ul>		
12	<b>技術職員名簿</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>直近に受審した経営事項審査に係る、建設業法施行規則別記様式第25号の11別紙2の技術職員名簿の写しに、朱書きで加除訂正を行って申請日現在の状況を示すようにしたもので可。</li> </ul>		必須
13	<b>登記事項証明書又は身分証明書</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請日から3か月前の日以降に発行されたもの。写しも可。</li> <li>法人…本店所在地の法務局が発行した登記事項証明書（全部事項証明書の「履歴事項証明書」）</li> <li>個人…本籍地のある市区町村が発行した身分証明書</li> </ul>		必須
14	<b>「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請日から3か月前の日以降に発行されたもの。写しも可。</li> <li>未納の税額がないことを証明したもの。</li> <li>法人…本店所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税通則法施行規則」という。）別紙第9号その3、又はその3の3による納税証明書</li> <li>個人…本人住所地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則別紙第9号その3、又はその3の2による納税証明書</li> </ul>		必須

15	<b>廿日市市又は大竹市発行の納税証明書</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請日から3か月前の日以降に発行されたもの。写しも可。</li> <li>滞納のないことを証明したもの。</li> <li>廿日市市内又は大竹市内に営業所等がないなどのため、両市に納税義務がない場合は不要です。</li> </ul>		必須
16	<b>誓約書</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>原本提出。写し不可。</li> </ul>	様式第4号	必須
17	<b>資格認定通知用の封筒</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>長形3号の封筒に84円切手を貼付し、郵便番号、宛先に「様」又は「御中」を明記してください。</li> </ul>		必須
18	<b>A4サイズファイル</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>2穴とじ、色指定はありません。</li> <li>提出書類を綴り、背表紙に商号又は名称を記入してください。</li> </ul>		必須

## 8 個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査の目的に利用し、その他の目的では利用しません。

## 9 その他

申請書提出後に次の事項に変更が生じたときは、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届を速やかに提出してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 本店の所在地
- (3) 営業所等の所在地
- (4) 資本金
- (5) 本店又は営業所等の電話番号
- (6) 登録の更新、抹消、期限切れ等
- (7) 代表者
- (8) 受任者
- (9) 契約権限等の委任を伴う営業所等の新設
- (10) 実印
- (11) 契約印（使用印）
- (12) 経営事項審査結果通知書
- (13) 技術者の変更

## 別表 1

開庁日：○ 閉庁日：×

令和4年1月						
日	月	火	水	木	金	土
			—	—	—	1 —
2 —	3 —	4 —	5 —	6 —	7 —	8 —
9 ○	10 ○	11 ○	12 ○	13 ○	14 ○	15 ×
16 ×	17 ○	18 ○	19 ○	20 ○	21 ○	22 ×
23 ×	24 ○	25 ○	26 ○	27 ○	28 ○	29 ×
30 ×	31 ×					

令和4年2月						
日	月	火	水	木	金	土
		1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ×
6 ×	7 ○	8 ○	9 ○	10 ○	11 ○	12 ×
13 ×	14 ○	15 ○	16 ○	17 ○	18 ○	19 ×
20 ×	21 ○	22 ○	23 ○	24 ○	25 ○	26 ○
27 ○	28 —					

受付時間は午前9時00分から午後5時30分までです。